

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定（抜粋）

株式会社医療システム研究所（以下「甲」という）と株式会社医療システム研究所従業員代表（以下「乙」という）は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

第1条 この協定は、派遣先で事務の業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という）に適用する。

2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。

3 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

（有効期間）

第13条 本協定の有効期間は、2024年4月1日から2026年3月31日までの2年間とする。

2024年3月31日

株式会社医療システム研究所 代表取締役 鈴木 高明